

直監告示第2号

令和7年12月5日付 直監告示第21号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、社会福祉法人直方社会福祉協議会及び直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年1月26日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

財政援助団体監査（直方市社会福祉協議会）監査指摘事項措置状況報告

指摘事項	講じた措置	完了（予定）時期
配食サービス事業について、経理規程第76条第1号で、随意契約できる合理的理由は、予定価格が1,000万円を超えない場合とされている。配食事業者への再委託の予定価格は1,000万円を超える請負契約であるが、入札に付さず随意契約されているため、経理規程に則った処理をされたい。	経理規程に則り処理する。	令和8年度契約
にこにこ教室講師旅費交通費について、旅費規定に則さない一律2,000円の支出がされている。旅費規定に則った支出をされるか、報償費（謝金）的なものであれば、報酬等として源泉徴収の上、支出するなど適切な処理をされたい。	旅費については一律2,000円を廃止し、旅費規定により適正に支出する。報償費は別途源泉徴収のうえ支出する。	令和8年1月末
法人運営会議費として、監事昼食代2,592円の支出があるが、役員の報酬及び費用弁償に関する規程では、監事については日額5,000円の費用弁償の他に定めはなく、昼食代は現物支給による報酬の一部とも解されるため、公費で財政援助を受けている法人として、規程に則った厳格な支出処理をされたい。	役員の報酬及び費用弁償に関する規程に則り、昼食の現物支給は行わないこととする。	次回実施時から適正化
補助金対象事業の実績報告書について、提出されている「事業報告書」は、法人の理事会等役員会における事業報告書をそのまま転用したものであり、直方市補助金交付規則第14条第1号に定める「補助事業の成果を記載した実績報告書」の体裁を整えておらず、直方市からの補助金の使途が直接検証できるものとなっていないため、各事業において市からの補助金の使途及び効果の検証ができるよう工夫した実績報告書を作成されたい。	補助金が関わる部分と事業成果を関連付けた資料の作成などを検討し、補助事業の成果を記載するなど実績報告書の構成を見直す。	令和8年6月末 (令和7年度決算)